

新・町田市子どもマスタープラン（素案）

概要

計画策定の背景と趣旨

- 子どもと家族に関する施策の基本的な方向性を示す「町田市子どもマスタープラン」の策定から10年が経過するなか、町田市においても、少子化の進行や女性の社会進出に伴う更なる共働き世帯の増加など、子ども・子育てを取り巻く課題が解消されたとは言えず、時代に即した子育て支援施策を、行政だけではなく、学校や事業所、NPO、地域住民など、すべての関係者がともに手をつなぎ、考え、取り組みを進めていくことが求められています。
- そのため、町田市では、市の子ども・子育てに関する施策の基本的な方向性を示すとともに、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」を踏まえ、「町田市子どもマスタープラン」の理念を継承した、「新・町田市子どもマスタープラン」を策定します。

計画の位置づけ

- この計画は、町田市における子ども施策の基本計画として策定し、上位計画や関連計画との連携・整合性を図っていきます。
- この計画の対象は、生まれる前から乳幼児期・学童期を経て、青少年期に至る18歳までの子ども・青少年とその家庭を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となります。

計画の期間

- 2015年度を初年度とする10年計画とし、中間年度に見直しを行います。

基本理念

子どもが自分らしく安心して 暮らせるまちをみんなで創り出す

基本的な視点

基本理念の実現に向け、4つの視点のもと、計画を推進します。

- ①一人ひとりの子どもの権利実現
- ②子どもと親がともに成長する
- ③地域の中で家族を孤立させない
- ④市民（子どもと大人）と行政の協働を進める

基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと3つの基本目標を掲げ計画を推進します。

基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている

基本目標Ⅱ 子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている

基本目標Ⅲ 子どもが地域の中で大切にされている

施策の体系

【基本理念/視点】

一人ひとりの
子どもの権利
実現

子どもと親が
ともに成長する

地域の中で孤
立させない

市民(子どもと
大人)と行政の
協働を進める

子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す

【基本目標】

I 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている

II 子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている

III 子どもが地域の中で大切にされている

【目指す姿】

1 子どもの遊びや体験が大切にされ、主体的に意思表示できる

2 大人になっていく力をつける

1 親子の健やかな子育て・子育てを切れ目なく支える

2 親が働くことを支える

3 きめ細やかな支援が必要な家族を支える

4 一人ひとりに情報が確実に届く

1 人と人が関わりつなげる場をつくる

2 みんなで安全・安心のまちをつくる

I 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている

目指す姿 1 子ども遊びや体験が大切にされ、主体的に参加し意見表明できる

子どもは一人の市民として尊重される存在であり、権利主体として、あらゆることについて意見を表明することができます。しかし、大人は子どもを一人の独立した人格と見ていない傾向があり、子ども自身も自分がそうした権利を持っているという認識が薄いと思われます。そのため、子どもが多様な遊びや体験を通して、主体的な参加や意見表明できる力を育むとともに、大人も、子どもの声や悩みを聞き子どもの権利に関する認識を深めていく必要があります。

基本施策

- (1) コミュニケーション能力を育てる
- (2) 参加と意見表明の場や機会の確保
- (3) 子どもの悩みに対処する体制の充実

目指す姿 2 大人になっていく力をつける

子どもは、その成長段階に応じて、役割や責任を果たすことによって、社会を作り上げる一員としての自覚を持っていきます。教育の場や地域でのさまざまな体験や多世代との関わりを積み重ね、人の個性や多様性を認め合い、ともに力を合わせて問題や目標に立ち向かっていくことを学べるよう働きかけるとともに、子どもが持っている伸びる力を支援していきます。

基本施策

- (1) 幼児教育・保育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 思春期の子どもの心と身体健康教育

Ⅱ 子どもが安らいでいる家族があり、家族が地域とつながっている

目指す姿 1 親子の健やかな子育て・子育てを切れ目なく支える

子どもたち一人ひとりが人間としてかけがえのない存在であることを実感しながら、家族に生まれ、家庭や社会の一員として人との関係を築くことができるようになるためには、身近な大人との関係で安心できることが第一歩となります。そして、大人も子どもとともに育ち合うことが重要です。

家庭の状況が様々に多様化してきている中、妊娠・出産から乳幼児期を通じて母子の健康確保や育児不安の解消を図る相談・支援体制の更なる充実が求められています。

これら、相談支援体制の充実や保育環境の整備、育児支援事業の推進等により、子どもの心豊かな成長と親になる力を身につけるための切れ目のない支援を目指します。

基本施策

- (1) 親スタート期を支える
- (2) 子育て期を支える
- (3) 男女共同の子育てを進める
- (4) 親の悩みを支える

目指す姿 2 親が働くことを支える

就労形態の多様化や共働き世帯が増加している中、育児休業など母親または父親が養育に十分に携わることができ、かつ経済的に自立できるような社会整備が一層求められています。さらに、休業して育児を行っている親が社会からの孤立感、閉塞感をもたずにすむよう、子育て中でも社会参加できるような環境整備や、子育て後の職場復帰や再就職の円滑化が望まれています。また、両親ともに就労を継続している場合でも、心理的ゆとりを持って子どもとの関わりの時間を過ごせるようにすることが必要です。

子育ての際に仕事との両立で後ろめたさを感じることをないように、また、様々な状況の中で切迫した「綱渡り感」を持たずにすむように、保育サービスの質の確保と利用の弾力化が求められています。併せて、男女が協力して子育てができるよう男女ともに育児休業を取りやすく、長時間労働をしなくてすむ、働き方の見直しが必要です。個人の意識改革も必要ですが、事業主にも次世代人材育成という社会的責任の認識も求められます。

基本施策

- (1) 保育支援の充実
- (2) サービスの質の向上と効果的・効率的な提供の充実

目指す姿3 きめ細やかな支援が必要な家族を支える

子育てとは、つらいこともあるけれど楽しみや喜びも味わえるものです。しかし、障がいのある子どもの子育てやひとり親家族の子育て等は、一般の家族と比べ、親の負担も大きくなっています。また、近年では貧困を抱えた家庭も増えてきています。このような状況の子育て家族が身近な地域の中で、安心して生活ができるように支援することが必要です。

基本施策

- (1) 障がいのある子どもと家族への支援
- (2) ひとり親家族・貧困への支援
- (3) 外国籍家族への支援
- (4) 被虐待児（DV家族児童を含む）と家族への支援

目指す姿4 一人ひとりに情報が確実に届く

安心して子どもが育ち、親が子育てができるためには、必要な人に情報が的確に届かなければなりません。また、多様な価値観に基づく情報の中から、子どもや親に必要な情報が必要なときに届けられなければ、かえって混乱し不安感を抱いてしまいます。情報の入手手段が多様化している中において、一定の評価をくぐった情報が分かりやすく適切に整理されて届けられることが必要です。

基本施策

- (1) 子どもと親への情報の確保

Ⅲ 子どもが地域の中で大切にされている

目指す姿1 人と人が関わりつながる場をつくる

子どもや子育てしている人が自立するためには、一人ひとり力を出し合って友だちや他の人とつながり、支え合うことが必要です。また、地域での子どもの安全確保や子育て世帯の孤立を防ぐためには、地域における日常的な見守りや支え合いの力も必要です。地域のみんなで、子どもや子育てをしている人が安全に、安心して暮らせる関係と環境をつくれます。

基本施策

- (1) 地域の人材育成と人材活用
- (2) 地元事業所・商店の関わり
- (3) 体験できる場の充実
- (4) 交流できる場の充実
- (5) 子どもセンター・地域子育て相談センターを中心とした地域づくり

目指す姿2 みんなで安全・安心のまちをつくる

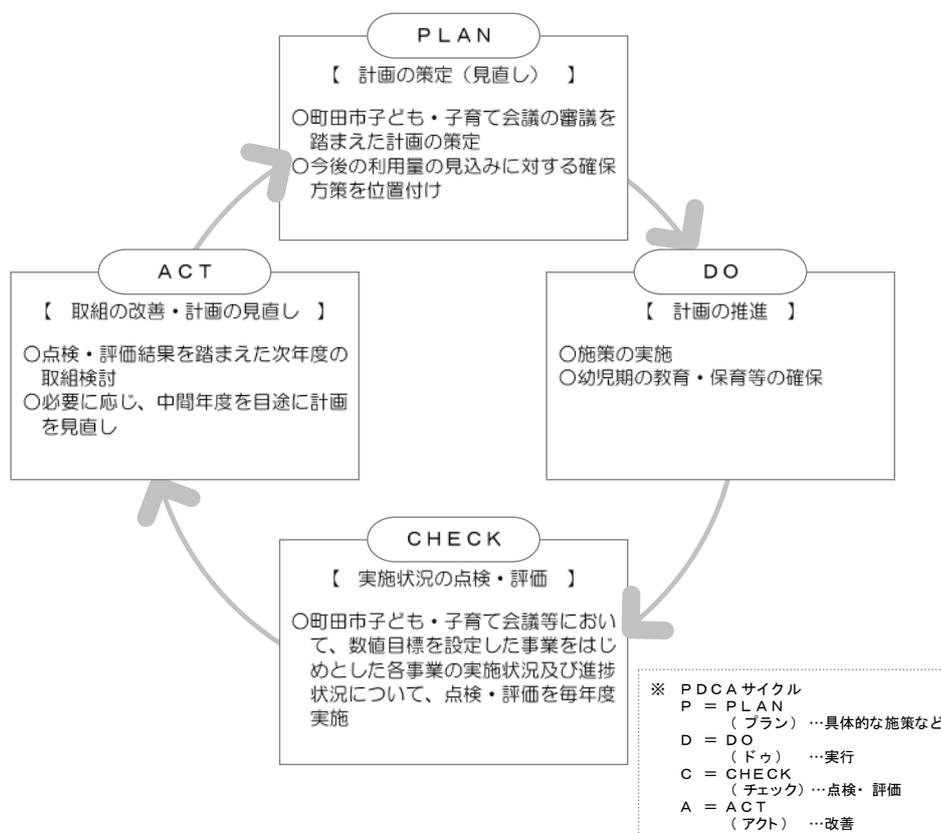
子どもに安心できる環境が保障されるとともに、子ども自身が安全を判断できる力を身につける機会が保障されることが必要です。また、子育てしている人が、安心して暮らせるために、歩きやすいまちづくりや人の思いやりが必要です。子どもが巻き込まれる犯罪や不審者による被害など対し、地域のみんなで、子どもや子育てしている人が安全に、安心して暮らせるまちをつくれます。

基本施策

- (1) 子どもの安全・安心の確保
- (2) 子育てしやすいまちづくり

計画の進行管理

- 計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「町田市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。
- また、その取り組みをホームページ等を通じて公開することにより、市民や関係機関等への周知に努めます。



関係機関との連携

- 計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や都、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行った上で、計画を推進します。
- 行政の取り組みだけではなく、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、ボランティア、さらにNPO等の関係機関の協力が不可欠です。そのため、これらの個人・関係機関等の活動と連携しながら、引き続き地域の子育て支援を推進していきます。